「登録検査機関の登録及び検査事務規程の認可時の検査要領」の一部改正について

「登球検査機関の登球及の検査事務規程の認可時の検査要領」の一部改正について	
改正案	現行
令和4年 12 月2日制定(国空無機第 237269 号)	令和4年 12 月2日制定(国空無機第 237269 号)
令和6 年 5 月24日一部改正(国空無機第 16425 号)	
無人航空機安全課長	無人航空機安全課長
登録検査機関の登録等及び検査事務規程の認可時の検査要領	登録検査機関の登録等及び検査事務規程の認可時の検査要領
1. ~14. (略)	1. ~14. (略)
15. 検査に要する期間に関する事項	15. 検査に要する期間に関する事項
登録検査機関における検査事務の履行に係る期間の設定は、登	登録検査機関における検査事務の履行に係る期間の設定は、登
録検査機関の適正な運営を確保するためのものであり、また申請	録検査機関の適正な運営を確保するためのものであり、また申請
者にとっては、検査事務が完了するまでに要する期間を推測でき	者にとっては、検査事務が完了するまでに要する期間を推測でき
るものである。	るものである。
なお、検査に所要する期間は国から <mark>検査</mark> の依頼が到達した日か	なお、検査に所要する期間は国から <u>審査</u> の依頼が到達した日か
ら当該検査事務を処理するまでに要する標準的な期間であり、 <u>特</u>	ら当該検査事務を処理するまでに要する標準的な期間であり、 <mark>認</mark>
<u>に型式認証については、サーキュラー No.8-002「無人航空機の型</u>	<u>証に係る申請者側における検討期間等については含まない</u> ものと
<u>式認証等の手続き」2-5-1項及び2-5-2項に準拠する</u> ものとする。な	する。なお、検査期間を経過しても検査事務が完了しない場合は、
お、検査期間を経過しても検査事務が完了しない場合は、その理由	その理由、検査事務の進行状況、処理の見通し等を申請者に説明す
、検査事務の進行状況、処理の見通し等を申請者に説明すること。	ること。
16. ~19. (略)	16. ~19. (略)
附則(令和4年国空無機第 237269 号)	附則(令和4年国空無機第 237269 号)
<u>1.</u> この <mark>要領</mark> は、令和4年 12 月5日から施行する。	この <u>通達</u> は、令和4年 12 月 5 日から施行する。

附 則(令和6年国空無機第16425号)	
1. この要領は、令和6年5月24日から施行する。	
2.この要領の施行の際、現に認可を受けている検査事務規程につ	
いては、改正後の規定にかかわらず、令和6年8月24日までは、な	
お従前の例によることができる。	
本通達に関する質問・意見については、下記に問い合わせること。	本通達に関する質問・意見については、下記に問い合わせること。
国土交通省航空局安全部無人航空機安全課	国土交通省航空局安全部無人航空機安全課
〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-1-3	〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-1-3
電話番号 03-5253-8615	電話番号 03-5253-8615
(様式1)・(様式2) (略)	(様式1)・(様式2) (略)